

大阪湾港湾広域防災協議会規約

(名称)

第 1 条 本会は、「大阪湾港湾広域防災協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 この協議会は、大規模地震やそれに伴う津波により複数の港湾にまたがる広域災害が発生した際に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活や社会経済への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を事前に協議し、広域災害発生時に各機関が連携して必要な対応を行うことを目的とする。

(構成)

第 3 条 協議会は別表に掲げる委員で構成する。

(業務)

第 4 条 協議会は、別途開催されている「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」にて策定されている大阪湾 B C P（案）の実行性を高めていくために、次に掲げる施策について協議する。

- 1) 港湾相互間の広域的な連携に関すること
- 2) 関係機関との協力体制の強化に関すること
- 3) 中長期的・広域的な施策に関すること
- 4) その他必要と認められる事項

(組織)

第 5 条 協議会に会長を設けるものとし、近畿地方整備局副局長をもって充てる。

2. 会長は、協議会の会務を総理する。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課に置く。

(会議)

第 7 条 協議会は会長が招集するものとする。

2. 会長は、必要に応じ協議会に会員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(規約の改廃)

第8条 この規約は、協議会の議決を経て改廃することができる。

(その他)

第9条 この規約に定めない必要な事項については、協議会の決定による。

附則 この規約は、令和3年3月15日から施行する。

別表

大阪湾港湾広域防災協議会 委員名簿

所 属	役職名
兵庫県	県土整備部長
大阪港湾局	大阪港湾局長
和歌山県	県土整備部長
神戸市	港湾局長
第五管区海上保安本部	次 長
近畿運輸局	次 長
神戸運輸監理部	部 長
近畿地方整備局	副 局 長